

郵便

報知新聞

第廿四號

明治壬申十月

新貨三錢



東京横山町三丁目

太田金右衛門

九例

遠近の人民互に性情よく相通し事理よく相達するは新聞紙の如く凡
を故の西洋諸國苟も文の異なる名ある地を凡必之新聞紙局に設
ありて國內國外を論せ凡九百の事務を網羅し保てて奇事異聞
枯索族を采用し以て日不刊し夕不刊して博識を存し之幾人か家
諭し戸を不説く此概あれハ國人甚くあれを便とせしと今爰も郵使
此新聞紙刊行すも度く遠近の多成哉セ大ひハ内此情を通し善
古今に變を知り以て世を裨益あらんハ成哉とあり蓋し瓶水の
氷成見て天下に寒を知りりればハ小冊子と思ふもの亦當今る情の
一斑を窺ふべし

郵便報知新聞第廿四號 明治五年申十月

○平民相互ノ借貸慶應三年丁卯十二月晦日以前ニ係
ル者ハ一般裁判ニ不及明治元年戊辰正月元日以後ノ
分ハ裁判ニ及候事

○昨年十月廿日御布令昨年来發行ノ為換座三井組ト
記載有之大藏省及ト開拓使正金充換證券ノ内五ノ錢
二十錢十錢之小券追而御都合ニヨリ当春來發行ノ新
紙幣ト交換可相成音当八月中第百廿三號布告ニ及
候處來十一月朔日ヨリ左ニ揭示スル場所ニ於テ交換

幸矢 奉聞 第 七 四 號

候条此旨各管轄内へ不洩様可相達候事

東京 箱崎町開拓使貸附會所 大坂 北鞆町同新

函館 大町一町目同新會所

右庶々御布令アリ

○大藏省ヨリ三府七十縣へ御布達

陸運會社ノ儀ハ相對ノ家稼業ニシテ物貨運輸ノ私會

ナレバ從前ノ傳馬所トハ全ク別種ノ者ニ候処曰傳馬

所ノ負債ヲ引受居候向ニ有之趣相聞不都合ノ事ニ候

右傳馬所ノ曰債ハ其宿駅ニナレル借賤ナレバ令度取

結候相對繼ノ私會スル陸運會社へ引受可申理無之候

奈右曰借財等ノ取扱方ハ悉ク省其宿駅ノ戸長へ引渡
彼是交渉セザル據能ク其餘理ヲ辨知セシムベキ事

○青森縣より報知

昨年五月より曰勸業寮官負洋馬と牽連丸來り同縣管

下七戸辺ふて地馬と交接せし地北壯十五疋生きたり

其内二疋石間もなぐ斃れたり

○福岡縣より報知

管下筑前國夜須郡秋月駅の住人秋穂義實と云者此春よ

り同國嘉麻郡西郷村の石炭山ありて石炭を堀りしが是

まで堀來り仕方が甚と拙く殊小坑中は溜水と引揚

幸夫 采 開 一 卷 十 四 号
る為し手間夥しく掛り利益少き故に西洋の水揚器械
を買入んとて長崎の洋人より問ひしに其價一万三千
円を云ふは得られしを云ふ聞き思へしに僅かふ一乃
器械を買ふも多し斯く大金を費し給はば逆も石炭の利を
以て其器械の價は人難かる可しと遂に望を
絶ち更し自ら工夫して水揚器械を造らんとて日夜苦
心焦思し計らむも一の工夫を考へ出りて工入藤沢金平
と相謀り一の水揚器械を造り是を实地に試し用ゐる
に其水の揚る事甚と多し是より先き嘗て工夫して荷
物を手軽く陸地へ運ぶ可き器械を造れり然れども山

坂を越するに工夫未だ成らざるに石炭の事不掛り忙
しに紛れ今暫く間くを云但し此器械を用ゐれば三
十五人あて運ぶべき荷物を只一人にて運び得べしと
此頃此二ツの器械を画き其運用を記し之を世子公に
せんとして今草稿中なりとせ

○魯國親王十月廿三日朝第七字延遠館出發新橋スニ
一ニヨンあり

天皇陛下御同車にて横濱へ出車せり○但し此日横濱
に於て皇國海軍操練あり

天皇陛下魯親王軍艦へ被為入 天覧の筈なりとも雨

天は付操練御延引直小、選幸來廿五日再び横濱へ
臨幸 天覽ある苦き親王も廿六日、は横濱を出帆
箱館へ向け夫より魯領ニコライヌコ^{地名}へ航海の由
○親王逗留中延遼館にて日々大饗應あり数日のこと
少を記載し難し後冊に委しく述べし

○濱田縣より報知

管下石見國安濃郡大田北村の農福田平兵衛を八歳の
時母を失び其後父及繼母は事へ孝養至らざる所あり
今年父七十八繼母六十共は病床に著ければ左右を離
れず父抱息し且婢僕を憐み窮民を恤む其温厚ある

も天性ふ出の近隣其徳に感し稱譽せざるあり故小縣
屬よりも厚く賞譽せしめたり

○權大教正興正寺撰信同誓願寺徹定双名教部省へ建
言書大意

夫道ハ自然ノ理ニ出ツ皆理外ノ者ニ非ズ教以テ其道
ヲ立テ學以テ其教ノ明ニス故ニ古昔ヨリ教院ヲ置キ
其本ヲ講ジ學校ヲ建テ其末ヲ修ハ本末相保チ其功用
舉ル今也 朝政維新之際ニ値テ都下ニ大教院ヲ起シ
各國ニ小教院ヲ基布シ諸縣ニ學校ヲ星列レテ天下億
兆ノ人民ヲレテ教ニ依リ藝ニ就キ以テ經綸ノ大體ヲ

テ其功用ノ及ブ所終ニ刑ヲ措ニ至ルモ亦教化之カ地
ヲ為ナリ今日ノ教法ハ惟人心ノ帰嚮スル所ニ後テ其
教ヲ用ユルニ在リ故ニ今教院ヲ本トシ學校ヲ以テ其
羽翼トシ漸々人材ヲ生シ各其教ヲ以テ政治ヲ賛補ス
ベシ人心帰依ノ勢ニ乗シ結黨抗政ノ弊ヲカラシムバ
必ス邦國ノ大益ナラン故ニ一時説者ノ私論ヲ打破シ
教院及ビ學校ヲ盛ニシ一大教法ヲ四海ニ光闡セン
ヲ祈ルルニ誠恐誠惶頓首謹言

○若松縣より報知

管下若代國大沼郡沼子村農長嶺半次郎が妻との当申

四十四才其性柔和ありて家内甚と睦く舅姑老衰一を
常小病床不在るを看護し而便の通ひより衣食の奉養
し至る迄其意至とざる事あり舅姑死後も哀悼甚と深
く猶嫁難志小罹るをも看護し其意を尽せり實と至孝
至慈感する小餘あり故に縣廳より賞典として金十匹
を賜ひたり

○眠世神社本多忠勝の神跡なり素三河國岡崎城内
小安置有之りと令般願濟むを東京本郷森川町の本多
從五位忠直乃自邸内小引移し死り十月十八日正辰
あて毎月十八日正辰は参詣を許し抑映世神を五十有餘

戦未曾で兵仗の爲に傷られば武運抜群の人にて有り
才と有り故に有志の者も告ん爲此に書くとりふ

○外國新聞抄譯

外國新聞に云く或る洋人神童て元祿多の娘有り其
妾として愛し居り或る日本人親しく其洋人と交る
ふ從ひ之を知り一日夫婦連れて洋人の宅に行き洋人
に向ひ君が妾を撤多の娘より斯る撤多の女を愛する
君と自思ふさうき我竊し君の爲に之を耻づと嘲り
りば洋人完爾と笑ひ吾々妾を君の妻しりも餘程美事
りと答へけれは日本人大に赤面して去れり又云く或

る日本人洋人の日本の少女此手を携へ同行し有と
見て之を賤と彼乃女を「ラニヤメン」ありと言ひて笑ひ
しはば洋人之と聞き亦大に笑ひ汝を「ラニヤメン」の兄
弟なりと云へりしは

○水沢勝より報知

管下陸中國江刺郡片岡村寄留農岩寄清右エ門伴善八
郎とりぬ者当三月中同縣貫属高島九十九弟偽名高橋
養吉と供に陸前國築館駅止宿の折柄宮城縣捕心菊地
久藏と偽稱し東北鎮臺小使の者脱走し付探索とて山
形縣管下善藏とりぬる者取押へ所持の金子と奪ひ同

臺司令捕亡等種々の詐稱を成し外二人の同意を衒ひ
 印章文書を造り御紋付の提灯を携へ自他横行して無
 罪の民と逮捕し偽證を綴り無謂金銭と詐奪を其始末
 縣廳に聞へ直ち召捕られ陳状の上重き罪状に處せ
 らるべきを父母極老申して他は侍養の子孫多額より
 寛大の所置ありて杖一百收贖金五圓を申付られたり
 ○府下取締運卒と被置の處令般是迄之選卒御改究自
 今海外各国之方法に照準し一小區番人三十人外小
 頭一人宛民費を以取立可申旨東京府より御達あり
 報知新聞第廿四號 終

今般郵便報知新聞刊行の旨趣は遠く隔る國より物情を互に相通せしめ且
 舟り小生亦る細事多矣各地をわたり人々を依りて依りて依りて及申書等の
 賞券暴徒は捕捕械械屋物の刺殺時蓋綿織紡漆器陶器米穀茶葉その他
 諸品製造耕作の多寡豊凶震雷風水火の災難寒暖季節候の進ひ退り少
 し一々其のたるを以て夫々に筆札して所文捏垂飾を以て時を以て我て是を記
 し發見く及ぶ賣弘販入送り越し一拾りんる誠希し
 一郵便報知新聞一冊價物貨三錢毎月五号宛出板
 當時發見号より先し廿冊分引受依り一割引
 同四十冊分一割半引
 一、年分引請の便二割引
 右し通割合を以て前金郵便賃、送書上六号号發見理方を以て郵便の便に可申す

東京機山町三丁目
 太田金右衛門

